

相互の連携を図り、一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議が設置されることとなったと解しています。

大綱については、首長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向の反映と地方公共団体における教育、学術および文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることが目的です。策定の際は、教育行政に混乱が生じないように、教育委員会との間で十分協議し、調整をします。

福島 重次議員

質問 ゴルフ場跡地について

(内容) ゴルフ場跡地の有効利用について、プロジェクト会議が行われてきましたが、具体的な進展を見ずに推移しています。今後の取り組みについて。

①太陽光発電等の企業誘致を進める議論が中心となり、進入路、上下水道、企業立地の面的整備等の議論が疎かになっています。今後の議論の進め方について根本的に考え直していく必要があると考えます。

②また、第5回の会議において、進入路の整備のため、後日現地調査を行うとの予定でしたが、中止になった経緯について具体的に説明してください。

答弁 第2回のプロジェクト会

議において、計画推進と防災面からも進入路の整備計画が早急に必要との決定がなされ、検討を重ねてきました。しかし、地主さんのご了解を頂くために、村長自ら小川町の地主さんと用地交渉を行いました。了解いただけませんでした。このようないことからやむなく現地踏査が中止となりました。委員の皆様には、今後会議開催時にご説明させて頂く予定です。

③会議資料によると、小川町の地主さんについては、平成24年9月に跡地利用について全面的に協力するとの記載があります。地主との関係において、村執行部の過失がなかったか。

答弁 平成25年9月20日に、村長・副村長・村内の地主さんと小川町の地主さん宅に伺い、進入路が閉鎖されていると、火災や災害、またゴルフ場跡地の調査等で車が進入するのに支障があるため、ご協力頂きたい旨のお願いをしたところ、相手方より全面協力することのご返事を頂き、通行することを黙認するとの覚書を、平成25年10月18日付で小川町の地主さんと村長で締結しています。よって、ゴルフ場跡地利用計画までの協議はされていないと認識しています。

④5回の会議が開かれる以前の

準備段階において、村執行部の基本方針の取りまとめ、跡地のインフラ整備等の具体的プランがあったか、また、どのような議論が行われていたか。

答弁 役場幹部職員による片内会議を開催し、進入路やインフラ整備をしないと計画の推進はないとの結論に繋がりました。その後、県・国の補助事業を調査した結果、社会資本整備総合交付金が該当することから、測量に入る予定でしたが、地主さんの承諾をいただけではないため中断しています。

⑤(株)東秩父CCが平成16年12月に経営破綻し、破産申立をした後の東秩父村の対応について伺いたい。また、最初に租税債権を放棄し、1000万円の貴重な税を投入して(株)東秩父CCの所有している土地を取得した行為は、正しかったのか、また土地を取得する時点において、進入路の用地が確保できていたかどうか伺いたい。

答弁 当時(株)東秩父CCが滞納していた税額は延滞金を除き1億398万2600円で、その大半が特別土地保有税でした。最終的に村は総ての債権を放棄しましたが、整理回収機構(RCC)が主導権を握っていました。その他、世界有数の資産運

用会社であるゴールドマンサックス社も抵当権を設定していました。このような状況でしたが、東京地方裁判所より選任された破産管財人の弁護士より、粗造成された用地があり災害等が発生した場合の対応、地域住民の安心安全および保全管理のためにも村に土地を購入していた、だくことが一番良い方法ではないかとの見解が示されました。

村としても、ゴルフ場造成中において産業廃棄物が搬入された経緯があり、災害の発生も危惧されたので、議会の同意をいただき、破産管財人と協議を進め、土地を買収受けました。その後、債権者集会で破産管財人による破産処理業務が終了し、村は5633万4159円の配当金を受けることができました。交付要求した金額には達しませんでした。配当金受領後、残余債権を総て放棄したものです。

高野 貞宜議員

質問 災害による孤立集落を発生させないための対策について

(内容) 昨年2月の大雪では、東秩父村でも過去に経験がないほどの積雪となり、各地域とも大きな被害があったことを受け、自然災害に対する備えが必要ではないかと思えます。孤立集落を発生させないためにどのような

な対策をするか。

①土砂崩れ防止についての対策について。

答弁 土砂崩れによる対策については、擁壁等による法面の保護をしていますが、豪雨等に見舞われた際にどこで崩落するかは予想することは難しく、崩落した箇所を復旧工事により対応することが大半です。事後の対策については、台風の接近時や豪雨時には、役場で担当職員が待機して、土砂災害が発生し、道路交通に影響が出る際には、村内業者と連携し早期に交通が復旧できるよう努めています。

なお、現在では、土砂災害防止法により、避難により生命と身体を守るようなソフト事業も埼玉県東松山県土整備事務所により行っており、土地の形質や沢等を調査し、土砂災害が発生する恐れのある範囲を警戒区域等で示し説明会を開催し、住民に周知しています。引き続き、村としても県と連携をして、ハード事業とソフト事業の両面から土砂災害による被害を最小限に抑えられるよう努めます。

②倒木対策について

答弁 昨年、大雪の影響で日常生活や道路交通に相当な影響があったため、今年度は、降雪時期となる1月に広報と同時に道